

ご存じですか

免除制度

経済的な理由等で保険料が納められない場合は、申請することによって保険料が免除されることがあります。

【免除の種類】

免除には2種類あります。

○法定免除

1、生活保護による生活扶助を受けている人

2、障害基礎年金被用者年金の障害年金(1、2級)の受給者

○申請免除

1、所得の少ない人

2、保険料の納付が困難な特別な理由のある人

【免除された期間の扱いは】

1、最低25年必要な受給資格期間に合算されます。

2、年金額を計算する時に、計算の対象となりますが、年金額は、保険料を納めた場合の3分の1に減額されます。

3、免除された後、10年間は追納できます。追納した期間は減額のない年金額が受けられます。

【学生さんのための免除制度】

学生は所得がなく、保険料も親が納める場合がほとんどです。



そのため、親の負担を軽くするように、学生専用の免除基準が定められています。

【免除申請の方法】

役場備えつけの申請書により、毎年、届けてください。

その際、印鑑と所得額の記入された課税証明書をご持参ください。学生の場合は、在学証明書または学生証のコピーも持参してください。

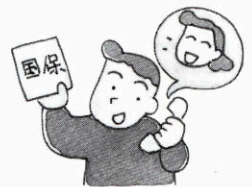
免除承認は、申請のあった月の前月から行われます。4月から免除を受けた場合は、5月末日までに、申請を済ませることが必要です。

詳しくは：

住民課年金係(☎43-0211)まで

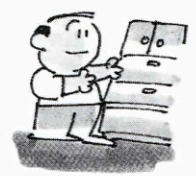
5月の
国民年金相談日
26日(水)
午後7時まで
(会場)
住民課年金係
☎43-0211

国保 コーナー



国保の保険証はお医者さんにかかる時の受診券の役割を果すものです。大切に取り扱いましょう。長期の旅行や修学などのために必要なときはもう一枚保険証を発行します。

1. 内容に誤りがないか確かめる。
2. 紛失したときは再交付を受ける。
3. 必ず手元に保管する。



4. 資格が無くなったり返す。
5. 有効期間の過ぎた保険証は使えない。
6. 家族に異動のあったときは国保の係で訂正してもらう。



三隅下地区 集落排水事業 一部供用開始

三隅下地区農業集落排水事業のJ・R山陰線より北側の地区「小島・下東方・向開作・殿村新開(浅田・沢江の一部)」が平成11年4月1日から供用開始となりました。

家庭からの生活排水等は年々増え続け、河川などの汚染がひどくなり生活環境の面で著しい低下をもたらすことになりました。きれいな水を取り返すことにより美しい自然環境のなかで、より快適に暮らせるよう、少しでも

も早い宅内での配管設備が望まれます。町では、宅内工事を適正に施行できる技術と信用を備えている排水工事を指定しています。「指定工事店」は次のとおりです。

(順不同)

■排水設備指定事業者■

- 森永水道(株) ☎43-0552
- 田村建材(株) ☎43-0514
- 山本設備 ☎43-0295
- 末永設備工事店 ☎43-2176
- ホームセンター岡 ☎43-2411
- 安藤建設(株) ☎43-0404
- 五幸設備 ☎43-2241
- 植中電気工業(株) ☎26-4141
- (有)オキタ設備サービス ☎32-1034
- 小田水道工事店 ☎22-1024
- (有)いいた住宅設備 ☎37-3971
- 協和工業(株) ☎26-0933
- (有)太陽商会 ☎22-3339
- (有)安田建材 ☎32-1217
- コマキ設備 ☎43-0565
- 綿野建設 ☎43-0247
- (株)大工燃料工業所 ☎22-2219
- (株)東光工業 ☎22-3511
- 五嶋水道工事店 ☎22-3695
- 三洋商事(有) ☎26-0342
- 有限会社天満水道 ☎26-0024
- ユタ力空調工業(株) ☎22-1330